

2024年3月1日

日 本 銀 行

金融経済教育推進機構に対する出資について

日本銀行は、本年2月29日付で設立が認可された金融経済教育推進機構の発起人に対して、日本銀行法第43条第1項ただし書に基づく財務大臣および金融庁長官の認可（認可申請書は別紙1および別紙2）を取得のうえ、2月19日に25百万円の出資の申込を行いました。

当該出資は、本行が事務局を務めてきた金融広報中央委員会から同機構に事業が移管されるにあたり、物価の安定および信用秩序の維持に資する観点から、同機構において同委員会がこれまで実施してきた金融経済教育および調査活動等を承継および継続していくために必要な支援として、2月9日の政策委員会・通常会合における決定により行うものです。

同機構の設立認可の詳細については、以下をご覧ください。

（金融庁プレスリリース）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240301/20240301.html>

（金融広報中央委員会プレスリリース）

<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/oshirase/pdf/oshirase075.pdf>

以 上

<本件照会先>

情報サービス局金融広報課 山田・岩淵（03-3279-1111）

政第22号

令和6年2月9日

財務大臣 鈴木 俊一 殿

日本銀行総裁 植田 和男

金融経済教育推進機構への支援に関する件

今般、本行が事務局を務めてきた金融広報中央委員会（以下「委員会」という。）から金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）に事業が移管されるにあたり、物価の安定及び信用秩序の維持に資する観点から、機構において委員会がこれまで実施してきた金融経済教育及び調査活動等を承継及び継続していくために必要な支援として、機構に対し25百万円を出資すること及び毎事業年度の補助金を支出し得ることと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

政第 23 号

令和 6 年 2 月 9 日

金融庁長官 栗田 照久 殿

日本銀行総裁 植田 和男

金融経済教育推進機構への支援に関する件

今般、本行が事務局を務めてきた金融広報中央委員会（以下「委員会」という。）から金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）に事業が移管されるにあたり、物価の安定及び信用秩序の維持に資する観点から、機構において委員会がこれまで実施してきた金融経済教育及び調査活動等を承継及び継続していくために必要な支援として、機構に対し 25 百万円を出資すること及び毎事業年度の補助金を支出し得ることと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書及び同法第 61 条の 2 の規定に基づき、認可申請致します。

以 上